神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例施行規則

平成18年３月24日
規則第18号

改正　　平成21年３月31日規則第19号　令和元年６月25日規則第15号

神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例施行規則をここに公布する。

神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例施行規則

（搬入計画の承認）

**第１条**　神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例（平成17年神奈川県条例第105号。以下「条例」という。）第１条の規定により産業廃棄物の処分を依頼しようとする者は、当該産業廃棄物を排出する事業場ごとに産業廃棄物搬入計画承認申請書（第１号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認を与えないことができる。

（１）　処分を依頼しようとする産業廃棄物について別表に定める受入基準を満たすことが確認できない場合

（２）　その他知事が申請の内容について不適当と認める場合

（搬入計画の変更）

**第２条**　前条第１項の承認を受けた者は、その承認を受けた事項を変更しようとするときは、産業廃棄物搬入計画変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の承認について準用する。

（受入基準）

**第３条**　条例別表備考の規則で定める受入基準は、別表のとおりとする。

附　則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附　則（平成21年３月31日規則第19号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月25日規則第15号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

別表（第１条、第３条関係）

| | | |
|---|---|---|
| 共通受入基準 | 1　県内の事業場から排出された産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第５項に規定する特別管理産業廃棄物を除く。）であること。<br>2　種類別受入基準に掲げる種類の産業廃棄物であって、複数の種類の産業廃棄物を混合したものでないこと。<br>3　飛散しないよう必要な措置が講じられていること。<br>4　著しい臭気を有しないこと。<br>5　処理施設の管理運営に支障がないものであること。 | |
| | 燃え殻 | 1　産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）に定める方法により検定した場合における検出値（以下「溶出試験 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 値」という。）が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第５号）に定める判定基準（以下「判定基準」という。）に適合すること。<br>2　火気を帯びていないこと。<br>3　熱しゃく減量が10パーセント以下であること。 |
| | 汚泥 | 1　溶出試験値が、判定基準に適合すること。<br>2　無機性のものであること。<br>3　非水溶性のものであること。<br>4　道路路体に適した性状に処理されていること。 |
| | 鉱さい | 1　溶出試験値が、判定基準に適合すること。<br>2　最大径がおおむね15センチメートル以下であること。<br>3　火気を帯びていないこと。 |
| 種類別受入基準 | ばいじん | 1　溶出試験値が、判定基準に適合すること。 |
| | 燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの | 1　溶出試験値が、判定基準に適合すること。<br>2　最大径がおおむね15センチメートル以下であること。 |
| | 石綿含有産業廃棄物 | 1　シート等により梱包された状態で搬入されたものであること。 |
| | ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらの産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物を除く。） | 1　最大径がおおむね15センチメートル以下であること。<br>2　他の物質が付着し、混入し、又は封入されていないこと。 |
| | がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） | 1　最大径がおおむね15センチメートル以下であること。ただし、性状により破砕し難いものについては、この限りでない。<br>2　木くず等の可燃物又は金属くずが混入して排出されたものについては、中間処理を行い、かつ、手作業又は風力、磁力、電気等を用いる方法により、木くず等の可燃物又は金属くずを可能な限り選別し、及び除去したものであること。 |

一部改正〔平成21年規則19号〕

第１号様式（第１条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

# 産業廃棄物搬入計画承認申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　所

氏　名　　法人にあっては、名称及び代表者の氏名

次のとおり産業廃棄物の搬入計画について承認を受けたいので、申請します。

<table>
<tr><td>排出事業場の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>排出事業場の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>搬入期間</td><td colspan="3">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>搬入計画</td><td colspan="3">回／日・週・月・年</td></tr>
<tr><td rowspan="5">産業廃棄物の種類及び予定数量</td><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>数量</td></tr>
<tr><td colspan="2">①</td><td>トン／１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">②</td><td>トン／１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">③</td><td>トン／１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">④</td><td>トン／１回</td></tr>
<tr><td>搬入方法の区分</td><td colspan="3">１ 自社による運搬搬入　２ 委託による運搬搬入　３ 自社・委託の併用</td></tr>
<tr><td rowspan="5">自社による運搬搬入を行う場合</td><td colspan="3">① 車両番号　　車両重量　　トン</td></tr>
<tr><td colspan="3">② 車両番号　　車両重量　　トン</td></tr>
<tr><td colspan="3">③ 車両番号　　車両重量　　トン</td></tr>
<tr><td colspan="3">④ 車両番号　　車両重量　　トン</td></tr>
<tr><td>運転担当者</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（裏）

| | | |
|---|---|---|
| 委託による運搬搬入を行う場合① | 住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） | |
| | 収集運搬業の許可 | （許可番号）　号（許可期限）　年　月　日まで<br>（許可番号）　号（許可期限）　年　月　日まで |
| | ① 車両番号 | 車両重量　　トン |
| | ② 車両番号 | 車両重量　　トン |
| | ③ 車両番号 | 車両重量　　トン |
| | ④ 車両番号 | 車両重量　　トン |
| | 運転担当者 | |
| 委託による運搬搬入を行う場合② | 住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） | |
| | 収集運搬業の許可 | （許可番号）　号（許可期限）　年　月　日まで<br>（許可番号）　号（許可期限）　年　月　日まで |
| | ① 車両番号 | 車両重量　　トン |
| | ② 車両番号 | 車両重量　　トン |
| | ③ 車両番号 | 車両重量　　トン |
| | ④ 車両番号 | 車両重量　　トン |
| | 運転担当者 | |

備考　1　搬入期間については、年度を越えないものとします。
　　2　排出事業場の所在地及び名称については、申請者が中間処理業者である場合は、当該事業者の事業場に係るものを記載してください。

添付書類等

1　産業廃棄物の種類ごとの性状及び排出工程等の概要を工程図により記入したもの
2　産業廃棄物の種類ごとのサンプル
3　燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したものの場合は、溶出試験値（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）により検定した場合における検出値をいう。）が確認できる書類
4　産業廃棄物の運搬搬入車両に係る自動車検査証の写し
5　委託運搬の場合は、委託業者の収集運搬業の許可証の写し

一部改正〔令和元年規則15号〕

第２号様式（第２条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

# 産業廃棄物搬入計画変更承認申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　所

氏　名　　法人にあっては、名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で承認を受けました産業廃棄物搬入計画の変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

| 項目 | 変更内容 | |
|---|---|---|
| | 変更前 | 変更後 |
| 排出事業場の所在地 | | |
| 排出事業場の名称 | | |
| 搬入期間 | 年　月　日から<br>年　月　日まで | 年　月　日から<br>年　月　日まで |
| 搬入計画 | 回／日・週・月・年 | 回／日・週・月・年 |
| 産業廃棄物の種類及び予定数量 | | |
| 搬入方法の区分 | 1自社　2委託　3自社・委託の併用 | 1自社　2委託　3自社・委託の併用 |
| 自社による運搬搬入を行う場合 | 車両番号　　車両重量　　トン<br>運転担当者 | 車両番号　　車両重量　　トン<br>運転担当者 |
| 委託による運搬搬入を行う場合① | 住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<br>収集運搬業の許可<br>車両番号　　車両重量　　トン<br>運転担当者 | 住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<br>収集運搬業の許可<br>車両番号　　車両重量　　トン<br>運転担当者 |

（裏）

<table>
<tr><td rowspan="3">委託による運搬搬入を行う場合②</td><td>住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</td><td></td><td>住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td>収集運搬業の許可</td><td></td><td>収集運搬業の許可</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両番号　　車両重量　　トン<br>運転担当者</td><td colspan="2">車両番号　　車両重量　　トン<br>運転担当者</td></tr>
<tr><td>変更予定年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
</table>

備考　１　搬入期間については、年度を越えないものとします。

２　排出事業場の所在地及び名称については、申請者が中間処理業者である場合は、当該事業者の事業場に係るものを記載してください。

添付書類等

１　産業廃棄物の種類を変更する場合

（１）　変更する産業廃棄物の性状及び排出工程等の概要を工程図により記入したもの

（２）　変更する産業廃棄物のサンプル

（３）　燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したものの場合は、溶出試験値（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）により検定した場合における検出値をいう。）が確認できる書類

２　運搬搬入方法を変更する場合

（１）　産業廃棄物の運搬搬入車両に係る自動車検査証の写し

（２）　委託運搬の場合は、委託業者の収集運搬業の許可証の写し

一部改正〔令和元年規則15号〕